

令和4年度  
道路情報提供装置保守点検業務

特記仕様書

長野県道路公社

## 1 総 則

### 1-1 目 的

本仕様書は、有料道路における情報提供装置及びそれに関連するその他の設備（以下「設備」という。）を常に良好な状態に保持し、十分な機能確保するため、維持管理に必要な維持保守点検の仕様を示す。

### 1-2 定 義

「点検」とは、設備の異常現象や故障の有無の発見、機能の良否判定のために実施する巡視、計測、作動テスト及びそれに対する処置方法の判定並びにその記録をいう。

「維持保守」とは、故障予防または、点検による判定の結果、機能保持及び復帰のために実施する清掃、調整、給油脂、修理、部品交換の作業及び記録をいう。

### 1-3 維持保守点検

設備は、その機能を保持するために点検項目を定め、定期的に安全かつ合理的に維持保守点検を行うものとする。

### 1-4 予備品

点検時に交換の必要がある消耗品及び過去の実績から予想できる故障でその頻度が大きく簡単に交換できるものについては、必要数を予備品として保有するものとし、使用した材料及び材料費については、報告するものとする。

### 1-5 記 録

運転、点検、整備及び故障の内容は、正確に記録しておくものとする。

## 2 維持保守点検

### 2-1 維持保守点検の内容

維持保守点検の点検項目については別表に示す各項目とする。なお同表に記載されていない項目であっても機能確認上当然必要と思われるものについてはこれを充足するものとする。

### 2-2 維持保守点検の回数及び時期

また点検の時期は管理事務所長及び電気設備保守点検業者と調整し電気設備保守点検と、ともに効率的に実施できるものとする。

### 2-3 維持保守点検の方法

点検については、点検者の「目視」、「指触」、「聴覚」によるほか計器測定、総合運転等業務の目的を達成するために必要な内容を実施するものとする。

点検の結果、整備が必要なときは管理事務所長と協議のうえ実施するものとする。またその際に必要となった消耗品、交換部品については、別途請求をあげるものとするが、緊急を要する場合および軽微な交換については、適用しない。

## 3 期 間

60 日間とする。

#### 4 一般事項

- 4-1 受注者は、規律ある態度で勤務するものとし、勤務中所定の制服及び名札等を着用するものとする。
- 4-2 本特記仕様書に定めるほか「設備」を保全するために、必要と認められる事項については、受注者の責任において実施するものとする。実施後、将来的に改善すべき点がある場合は管理事務所長と協議するものとする。
- 4-3 受注者は、契約締結後10日以内に施行計画書を作成し、監督員及び管理事務所長と協議し、施行計画に基づいて業務を遂行すること。
- 4-4 受注者は、使用部品の変更又は軽微な改造等を実施しようとする場合は、あらかじめ管理事務所長と協議するものとする。
- 4-5 受注者は、部品を交換したときは、管理事務所長に報告するとともに、交換後の旧部品を返納し、確認を受けなければならない。
- 4-6 受注者は、保守点検業務を実施する場合（業務遂行に当り）事故防止に細心最大の注意を払うこと。
- 5 提出書類、報告書等
- 5-1 受注者は、下記書類を提出日までに確認者に提出し確認を受け、全作業終了後取りまとめて監督員に提出しなければならない。ただし、途中提出を求められた場合は提出するものとする。

NO	提出書類	提出日	確認者
1	施行計画書	契約日から10日以内	監督員と 管理事務所
2	作業予定書	業務点検開始2週間前	管理事務所長
3	維持保守点検業務日誌	各業務点検日が終了した翌日まで	管理事務所長
4	維持保守点検業務作業報告書	各ヶ月業務点検終了後1週間以内	管理事務所長
5	維持保守点検内容報告書（総括表）	各ヶ月業務点検終了後1週間以内	管理事務所長
6	維持保守点検内容報告書（点検結果）	各ヶ月業務点検終了後1週間以内	管理事務所長
7	消耗品、交換部品一覧表	各ヶ月業務点検終了後1週間以内	管理事務所長
8	計測結果等	必要に応じ	管理事務所長
9	点検写真	主な作業につき1枚とし点検結果	管理事務所長
10	上記をとりまとめた竣工書類	年間業務点検完了後	監督員
11	その他必要な書類	必要に応じ	監督員と 管理事務所長

#### 6. 疑義

本特記仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、監督員・管理事務所長・受注者間で協議し決定するものとする。

別表

## 道路情報提供装置保守点検業務 点検項目

- 1 風向風速計・路面凍結検知器および湿度温度計の保守点検
- 2 気象観測装置電気試験および保守点検
- 3 気象処理架の電気試験・保守点検および端末対向試験
- 4 情報板(大豆島・真島・料金所)の電気試験・項目試験および保守点検
- 5 手元操作盤・ブース内操作盤の電気試験・項目試験および保守点検
- 6 監視制御盤・料金所内操作盤の電気試験・項目試験および保守点検
- 7 気象センサーから情報板の総合連動試験

五輪大橋 有料道路  
道路情報提供装置保守点検業務作業日報兼安全日誌

作業日時	令和 年 月 日( )		
作業時間	自 時 分 ~ 至 時 分		
作業人員	点検技術者(現場代理人)	人	
	点検技術員	人	
	電気通信技術員	人	
	普通作業員	人	
作業内容			
安全管理事項			



# 道路情報提供装置保守点検業務作業予定表

作業日時（期間） 令和 年 月 日 午前  
午後 時から  
令和 年 月 日 午前  
午後 時まで

作業責任者

作業日時	作業人員	作業内容
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		

特記事項

---

---

---

---

---

---

---

---

# 道路情報提供装置保守点検業務作業報告書

作業日時（期間） 令和 年 月 日 午前  
午後 時から  
令和 年 月 日 午前  
午後 時まで

作業責任者

作業日時	作業人員	作業内容
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
交換機器および交換部品		

特記事項

---



---



---



---



---